

関連する主な助成金【長野労働局】

働き方改革推進支援助成金【雇用環境・均等室 026-223-0560】

【業種別課題対応コース】

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された業種等が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成

◆助成率：3/4（加算あり） ◆上限額：470万円（加算あり）

【労働時間短縮・年休促進支援コース】

労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成

◆助成率：3/4（加算あり） ◆上限額：250万円（加算あり）

【勤務間インターバル導入コース】

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成

◆助成率：3/4（加算あり） ◆上限額：インターバル時間数等に応じて、①9時間以上11時間未満100万円
②11時間以上 120万円 など

【団体推進コース】

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

◆助成率：定額 ◆上限額：500万円（県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体の場合1,000万円）

業務改善助成金【雇用環境・均等室 026-223-0560】

事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成

◆助成率：3/4 ~ 9/10 【上限額】引き上げる賃金額・労働者数に応じて30万円~600万円

キャリアアップ助成金【職業対策課 026-226-0866】

※助成額は中小企業の場合

【正社員化コース】

有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成

◆助成額：〔有期→正規〕1人あたり80万円 〔無期→正規〕1人あたり40万円

【賃金規定等改定コース】

有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給させた事業主に対して助成

◆助成額：〔3%以上5%未満増額改定〕1人あたり5万円 〔5%以上増額改定〕1人あたり6.5万円

【賃金規定等共通化コース】

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成

◆助成額：1事業所あたり60万円

【社会保険適用時処遇改善コース】

短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、手当の支給等処遇改善を図った事業主、または短時間労働者の週所定労働時間を延長することにより処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して支給

◆助成額：1人あたり30万円~50万円

※ 他に「賞与・退職金制度導入コース」があり

両立支援等助成金【雇用環境・均等室 026-223-0560】

【出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主等に対して助成

◆助成額：〔第1種〕1人目20万円、2~3人目10万円 〔第2種〕育児休業取得率の上昇等 20万円~60万円

【介護離職防止支援コース】

介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護の両立に資する制度の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

◆助成額：①介護休業〔取得時〕30万円〔職場復帰時〕30万円 ②介護両立支援制度 30万円

【育児休業等支援コース】

育児復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

◆助成額：①育児休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円

【柔軟な働き方選択制度等支援コース】

育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主に対して助成

◆助成額：制度を2つ導入し利用者が生じた場合 20万円 制度を3つ以上導入し利用者が生じた場合 30万円

【不妊治療両立支援コース】

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成

◆助成額：1事業所あたり30万円（1回限り） ※ 他に「育休中等業務代替支援コース」、「事業所内保育施設コース」があり

人材確保等支援助成金【雇用環境・均等室 026-223-0560】

【テレワークコース】

テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能としたり、実施を拡大する取組を行う事業主に対して助成

◆助成額：〔機器等導入助成〕経費の50%（上限額あり） 〔目標達成助成〕経費の15%（上限額あり）

長時間労働の是正・労働時間の短縮
年次有給休暇の取得促進

最低賃金の引上げ

非正規労働者の処遇改善

職業生活と家庭生活の両立

働き方
柔軟な

企業のイメージアップにご活用ください！

仕事と育児の両立支援、女性労働者の活躍推進、若者の雇用管理等に積極的な企業に対する認定・認証制度があります。認定・認証制度は各制度に定めるメリットが受けられるほか、認定・認証マークによって企業アピールをするなど企業のイメージ向上につながれることもできます。

くるみん・プラチナくるみん認定（長野労働局）

従業員の仕事と子育ての両立を支援する企業



えるぼし認定（長野労働局）

女性の活躍推進に関する取組の状況等が優良な企業



ユースエール認定（長野労働局）

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業



職場いきいきアドバンスカンパニー（長野県）

誰もが生き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業等

社員の子育て応援宣言登録企業（長野県）

従業員が仕事と家庭の両立ができるような、「働きやすい職場環境づくり」に取り組むことを宣言している企業等

支援のための主な相談窓口

長野働き方改革推進支援センター

（電話 0120-088-703）

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社会保険労務士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に対応

長野県医療勤務環境改善支援センター

（医療労務に関する相談窓口 電話 026-229-5132）

医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関を総合的・専門的に支援。

働き方・休み方改善コンサルタント

（電話 026-223-0551）

「ワークライフバランス」の実現に取り組む企業に、個別訪問によるアドバイスや資料提供、研修等の支援を実施。

長野県よろず支援拠点

（電話 026-227-5875）

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について支援。

生産性向上人材育成支援センター

（ポリテクセンター長野 電話 026-243-1001）

（ポリテクセンター松本 電話 0263-58-2905）

積極的に人材育成に取り組まれる中小企業等を支援しています。生産性向上に必要な知識、技能及び技術等を習得できる在職者向けの訓練等さまざまな支援策を提供。

選ばれる職場づくり推進事業

（電話 0263-40-0234）

多様な働き方制度の導入・実践等の働きかけや専門家による支援を行い、企業における働きやすい職場環境づくりを推進。専門的な知識を持つアドバイザーが支援。

テレワーク相談センター

（電話 0120-861009）

労務管理・ICTのコンサルティング、テレワーク導入を検討中の企業にテレワーク・マネージャーがサポートを行う。

主な情報サイト



厚生労働省総合サイトです。中小企業の取組事例集も掲載。



働き方・休み方の診断や、他社の取組事例など。



同一労働同一賃金を整備するために必要な取組の手順についてまとめた事業主向けのパンフレットや解説動画など。



正社員転換、人材育成、処遇改善など、非正規雇用労働者関連の企業事例紹介。



女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に関する企業のデータなど。



長野県内の子育て応援宣言登録企業や「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業など（長野県運営）